

【韓国】国民投票法の全面改正

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2026年2月28日、「国民投票法全部改正法律案」が国会本会議において可決され、同年3月6日に公布・施行された。国民投票法の全面改正は、1989年以来37年ぶりである。

1 背景と経緯

大韓民国憲法¹では、国民投票について、①重要政策の国民投票（第72条）、②憲法改正案の国民投票（第130条）の2つの類型が定められており²、投票の手續、方法等の詳細については、国民投票法³で規定されている。韓国では、過去に国民投票が6回実施されているが、1987年の憲法改正に伴う国民投票を最後に、その後は一度も実施されていない。

国民投票法は1962年に制定され、1989年に全面改正されたが、それ以降は小規模な改正にとどまり、その後の公職選挙法の改正（選挙権年齢の「18歳以上」への引下げ、事前投票（日本の期日前投票に相当）の導入等）⁴を反映させた改正が行われていなかった。

また、憲法裁判所が2014年7月24日、国民投票の投票人名簿から国内居所申告のない在外国民を除外していた従前の国民投票法（法律第9467号）第14条第1項の規定に対して憲法不適合決定⁵を下したが、憲法裁判所が定めた期限（2015年12月31日）までに法改正が行われなかったため、当該条項は無効となった。そのため、国民投票の実施自体が事実上困難となり、さらには手續上国民投票の実施を前提とする憲法改正も困難な状況となっていた。

しかし、尹錫悦（ユン・ソンニョル）前大統領が2024年12月3日に非常戒厳を宣布したことを契機として憲法改正の機運が高まり、さらに、その前提となる国民投票法改正の機運も高まった。2025年6月4日に発足した李在明（イ・ジェミョン）新政権が「李在明政府123大政課題」⁶において、憲法改正を大政課題の筆頭に掲げたのに続き、国会においても、禹元植（ウ・ウォンシク）国会議長の主導により、国民投票法の改正に向けた動きが活発化した⁷。この動きに、国会の議席の過半数を占める与党「共に民主党」が呼応し、同党所属議員が委員長を務める行政安全委員会の法案審査において、国会に提出されていた同法の改正法律案9件が「国民投票法全部改正法律案」（同委員会提出法案）⁸として一本化された後、2026年3月1日に国会本会議で可決され、同月6日に公布・施行された（法律第21449号）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年4月7日である。

¹ 「대한민국헌법（헌법 제10호）」本稿において、韓国法令の原文は国家法令情報センターウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。

² 高山善裕「諸外国の国民投票法制及び実施例（2026年版）：基本情報シリーズ31」『調査資料』2025-1-a, 2026.3, pp.17-18. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/14650815>>

³ 「국민투표법（법률 제21449호）」

⁴ 「공직선거법（법률 제12267호）」及び「공직선거법（법률 제16864호）」。「事前投票の導入は2014年の法改正により、選挙権年齢の「19歳以上」から「18歳以上」への引下げは2020年の法改正により実施された。

⁵ 「공직선거법 제218조의4 제1항 등 위헌확인（재외선거인 선거권 및 국민투표권 제한 사건）」2014.7.14. 헌법재판소ウェブサイト <https://isearch.court.go.kr/view.do?idx=00&docId=26502_010200>

⁶ 「[보도자료] 이재명정부 123대 국정과제 확정 보도자료」국무조정실・국무총리비서실, 2025.9.16. <<https://www.opm.go.kr/opm/news/press-release.do?mode=view&articleNo=159716&article.offset=60&articleLimit=10>>

⁷ 양수민「우원식이 힘쓴 국민투표법 개정, 본회의 목전…국힘은 “개헌 반대”」『중앙일보』2026.2.23. <<https://www.joongang.co.kr/article/25406681>>

⁸ 「[2216968] 국민투표법 전부개정법률안（대안）（행정안전위원장）」本稿において、韓国の法律案の原文は議案情報システムウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/bill/>> を参照した。

2 改正法の主な内容

今回の全面改正による改正箇所は多岐にわたるが、主な内容は次のとおりである。

(1) 投票権年齢の「19歳以上」から「18歳以上」への引下げ

従前の国民投票法（以下「旧法」）では、投票権年齢は「19歳以上」であったが（旧法第7条）、全面改正後の国民投票法（以下「新法」）では、公職選挙法第15条による国会議員の選挙権年齢（2026年3月現在「18歳以上」）と同一となるよう規定された（新法第9条）。

(2) 在外国民の投票権の保障

「投票人」の定義が、「投票権のある者であって、投票人名簿に登載されたもの」（旧法第2条）から「投票権のある者であって、投票人名簿又は在外投票人名簿に登載されているもの」（新法第2条）に改められ、在外国民の投票権が保障された。また、「第10章 在外国民投票に関する特例」（新法第52条～第62条）が新設され、各在外公館に「在外国民投票管理委員会」を設置すること（新法第52条）等が規定された。在外国民投票について新法に定めのない事項は、公職選挙法の在外選挙の規定が準用される（新法第62条）。

(3) 国民投票案及び国民投票日の告示並びに他の選挙との同時実施に係る特例の新設

旧法では日程に係る具体的な規定はなかったが、新法では、①重要政策の国民投票については、大統領が国民投票日の60日前までに国民投票案及び国民投票日を告示し、②憲法改正案の国民投票については、当該憲法改正案の国会議決日から30日目に該当する日の直前の水曜日（30日目に該当する日が水曜日の場合は当該日）に国民投票を実施することとし、大統領が、国会議決日の翌日までに国民投票案及び国民投票日を告示することとされた（新法第15条）。

また、新法に「第11章 同時実施に関する特例」（新法第63条～第74条）が新設され、国民投票を国政選挙等と同時に実施する場合に名簿を共有できること（新法第65条）等が規定された。同時実施について新法に定めのない事項は、公職選挙法の規定が準用される（新法第74条）。

(4) 「居所投票」、「洋上投票」及び「事前投票」の導入

旧法では、公職選挙法に規定されている「居所投票」（投票所に行くことができない身体障害者等を対象とした郵便による不在者投票）、「船上投票」（日本の洋上投票に相当）及び「事前投票」に関する規定がなかったが、新法では、これらの投票に関する規定が新設された（新法第16条及び第39条）。事前投票については、国民投票日の5日前から2日間、午前6時から午後6時まで事前投票所が開設される（新法第39条）。これらの投票について新法に定めのない事項は、公職選挙法の規定が準用される（新法第18条及び第42条）。

(5) 国民投票運動の許容範囲の拡大

旧法では「国民投票運動」⁹（以下「運動」）が、政党法¹⁰に基づく党员資格を有する者にしか認められておらず（旧法第28条）、運動の期間についても、国民投票日の告示日から投票日前日までに制限されていた（旧法第26条）。他方、新法では、一定の要件に当てはまる者（投票権を有しない者、公務員等）を除き、国民投票法及び他の法律が許容する範囲で誰でも自由に運動できることが規定された。ただし、投票日当日は、ショートメール、インターネット及び電子メール（SNSを含む。）による運動のみ可能である（新法第23条及び第24条）。

⁹ 旧法では「国民投票の対象となる事項について賛成させ、又は反対させる行為」（旧法第25条）と定義されていたが、新法では「国民投票の対象となる事項について賛成させ、若しくは反対させ、又は様々な事項のうちの一つを支持させる行為」（新法第22条）と定義された。

¹⁰ 「정당법 (법률 제 19922 호)」